

06 外務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	事業事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	協定提案・届達 等に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」 の見直し	「措置の内容」 の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事業 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係 府県
0620010	平和進礼特区	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、適度な教育程度で実施されること、行方、平和進礼」という特別な在留資格(在留期間は平和進礼終了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由: 広島を世界共に世界の平和の聖地とするための『平和進礼都市 HIROSHIMA プラントの確立』を説く目的で、地球人類の未来を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマの遺、民族、歴史を踏まえた真の平和体験空間。 「広島再生」には内閣中心の経済活性化策が必要であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一大土木建築事業『東条の歴史遺産』「パムカーン」の復元 HIROSHIMA」推進の契機としたい。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	ご回答は、一方的な物言いに受け取られます。「平和進礼」とは、真な観光目的「平和体験学習」ではなく、ヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「平和進礼」において「国・民族・宗教を超えての真の平和対話をHIROSHIMAにおいて自然に生じている」といふ地球規模の世界的な機運の象徴です。その象徴を「平和進礼」地域」と指定する提案に対して、一方的に「困難」と考えられることは、いかがなものでしょうか…	C	IV	査証の目的は、入国等上問題のないと思われる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を害する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。また、我が国は「1か国・地域」に対して「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和進礼地域」に限定することは困難と考えられるため、「平和進礼特区」(参加者を対象として査証を免除することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	またまた、ご回答は一方的な物言いに受け取られます。②予め、その旅費を事前申告するGPS等の最新技術の導入により平和進礼の滞在位置を監視すること、に対する回答がなされていません。これらの対策があっても「外国人の入国後その滞在地域を把握することが困難」であるはずありませんよ！本提案はヒロシマの機運における「地球 世界平和の象徴」に資する建設的提案と御理解願います。『平和進礼地域』なる領域はいずれ世界中に拡大展開していながら「世界平和」の達成を目指す「ワールドピースヒロシマ」プロジェクトからです。		1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	外務省
0620020	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	外国人が、医療機関受診のため90日を超えない期間滞在しようとする場合には、「短期滞在」査証を免除している。		外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の滞在が可能なが、現状によつては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。 (対象となる医療機関) 一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関(認定の条件例) ① 内視鏡手術や精子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	D	IV	医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要な書類を明確化することにより、外国人の査証取得の便宜を図ることとする。	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新規医療」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる「医療滞在ビザ」に関する査証の取扱を明確化する時期及び方向性について言及した上で、右提案主体からの意見に対して回答された。	D	IV	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新規医療」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、平成22年度中に、いわゆる「医療滞在ビザ」の発給を開始する。なお、医療機関に対する支援や指導については、関係府庁が行うものと考えられるが、外務省としては、医療機関が外国人を受け入れるのに支えられないか否かという観点から、査証審査を行ってまいりたい。		1 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	外務省			
0620030	沖縄県において、中国からの団体旅行者に対する観光促進事業	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行で入国する際に、無査証(ビザなし)入国を認める	韓国・韓国・チベットでは、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チベットの名称が世界に広がった。大規模な地域と変わった。 日本でも中国からの観光客受入基盤整備が行われ、官公庁や大企業の手続きで年間6万円(約80万円)以上、クレジットカードのゴールドカードを持つければ査証を免除(1人が条件を満たせばその家族も免除を受けられる)とする新制度によって、観光産業が復興する期待が高まっているが、沖縄県においてはチベットと似た「観光の特色を活かして」に無査証入国を認める規制緩和を行うことで、観光客の誘致を促し、基地の町からの観光、観光産業による地域再生につながる効果がある。 一方、特別の適用にあたっての治安の問題、失窃などが懸念される中、①団体観光の統括業者登録 立派の明確な管理 等の弊害発生防止の措置をつくり、対応するものとした。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	沖縄県は、観光業のさらなる発展を掲げ、2007年にデジタル沖縄を立案した。デジタル沖縄の目標達成には、外国人観光客、特に経済効果が大きい、中国からの集客が重要となる。沖縄は島嶼国であり、移動手段は飛行機、また船舶の利用が必須となることから、特に団体観光客の管理については、他の都道府県に比べて容易であると考えられる。そこで「ビザ」ではなく、団体観光客向けに限り沖縄限定の短期観光査証を創設し、簡素化しての発給を提案する。簡素化にあたり、年間所収等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間延長第一を目指す。また、スマートフォン(TAS)同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を沖縄に限定することは困難と考えられるため、沖縄を訪問する中国人観光客のみを対象とした査証を発給することは困難である。なお、中国人団体観光客については、現行においても、査証審査実務能力が確認できれば査証を発給している。また、査証は、問題がなければ、申請から5営業日以内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	経済成長著しい中国からの観光客獲得は、観光立県沖縄にとって重要な課題である。中国人観光客の獲得は、観光と結合するビジネス事業であり、ビザ緩和と並んで、官民一体で魅力ある観光環境の創出に取り組む必要がある。韓国には、モデルケースとして済州島への個人旅行向けに「ビザ」での入国を認め、大規模な集客を創出したことから、2010年の韓国全土への解禁に向けて準備を進めている。こうした先行事例から、島嶼の利点を活用することにより、外国人の入国後その滞在地域を限定することは十分に可能である。そこで済州島と同様に、沖縄県をモデルケースとして官民一体となって日本型ビザ特区の知見を積み重ね、地域経済の活性化に役立てたい。	1 0 5 6 0 0 1 0	NPO法人 三世界ショップ基金	沖縄県	外務省	